

○伊賀市一般廃棄物の集積場整備等に係る補助金交付要綱

平成16年11月1日告示第69号

改正

平成18年6月12日告示第139号

平成20年11月10日告示第189号

平成22年3月31日告示第54号

伊賀市一般廃棄物の集積場整備等に係る補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般廃棄物の集積場（以下「ごみ集積場」という。）の整備又は改良（以下「整備等」という。）を行う区及び自治会に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区及び自治会 当該地域住民により自主的に組織され、規約及び予算をもって運営する自治活動団体をいう。
- (2) ごみ集積場 区及び自治会において、地域住民がごみを排出するために設置した場所であって、市が認定したものをいう。
- (3) 事業費 区及び自治会がごみ集積場の整備のために第三者に支払った経費であり、区及び自治会の役員又は会員がごみ集積場整備のために要した人件費は、含まないものとする。

(補助金の額)

第3条 市は、区及び自治会が行うごみ集積場の整備等に係る事業費に対し、1件につき当該事業費の2分の1以内の補助金を交付する。ただし、補助金の額は、新設の場合20万円又は改修の場合85,000円を限度とし、1,000円未満の端数金額は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 区及び自治会の代表者は、事業費の補助金交付を受けようとするときは、伊賀市一般廃棄物の集積場整備等に係る補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 集積場の位置図

- (2) 整備等に係る事業費の見積書
- (3) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第5条 市長は、交付金の申請があったときは、当該申請に係る内容の審査を行い、適正とみとめた場合は、伊賀市一般廃棄物の集積場整備等に係る補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(着手及び実績報告)

第6条 区及び自治会の代表者は、ごみ集積場の整備に着手した場合は、一般廃棄物の集積場整備等に係る補助金事業着手届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 区及び自治会の代表者は、ごみ集積場の整備が完了したときは、伊賀市一般廃棄物の集積場整備等に係る補助金事業実績報告書（様式第4号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業完了が明らかになる図書及び写真
- (2) 整備等に係る事業費の領収書
- (3) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定及び確定通知書)

第7条 市長は、前条の事業実績報告を受け、その事業内容を確認し、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、伊賀市一般廃棄物の集積場整備等に係る事業補助金交付確定通知書（様式第5号）により通知する。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に行うものとする。

(補助金の返還等)

第9条 市長は、区及び自治会が不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、その確定を取り消すとともに、補助金の返還をさせることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成18年6月12日告示第139号）

この告示は、平成18年6月12日から施行する。

附 則（平成20年11月10日告示第189号）

この告示は、平成20年11月10日から施行する。

附 則（平成22年 3 月31日告示第54号）

この告示は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

様式第 2 号（第 5 条関係）

様式第 3 号（第 6 条関係）

様式第 4 号（第 6 条関係）

様式第 5 号（第 7 条関係）